

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第87期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 浜井産業株式会社

【英訳名】 HAMAI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武藤公明

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

【電話番号】 03-3491-0131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理担当兼経理部長 山畑喜義

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田五丁目5番15号

【電話番号】 03-3491-0131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理担当兼経理部長 山畑喜義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期累計期間	第87期 第3四半期累計期間	第86期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	3,766,627	2,252,193	5,180,668
経常損失( ) (千円)	223,009	391,344	210,378
四半期(当期)純損失( ) (千円)	153,837	765,595	150,083
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,050,186	2,050,186	2,050,186
発行済株式総数 (株)	32,624,000	32,624,000	32,624,000
純資産額 (千円)	3,023,532	2,268,994	3,045,530
総資産額 (千円)	8,850,523	7,651,905	8,515,510
1株当たり四半期(当期)純損失 ( ) (円)	4.74	23.60	4.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)	0.00	0.00	0.00
自己資本比率 (%)	34.2	29.7	35.8

回次	第86期 第3四半期会計期間	第87期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純損失( ) (円)	2.26	18.33

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、第3四半期連結累計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間における事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断上、重要と考えられる事項には、次のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財務制限条項について

当社は、複数の取引金融機関との間で、シンジケート・ローン契約を締結しており、当該契約には融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されておりますが、平成25年3月期時点で、その財務制限条項の一部に抵触する可能性が、生じております。

当該事象に対する具体的な対応策については、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間のわが国経済は、円高の長期化や欧州の債務危機に加え、中国経済の減速懸念ならびに、日中関係の悪化など、世界的な景気減速の影響を徐々に受けつつあり、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済状況の下、当社製品の主要顧客であります電子・電機関連業界の業況も同じく、厳しい状況が続いております。

こうした中、新規の設備投資につきましては、時期の見直し等先送りとなるケースが増えており、当社業績に大きな影響が出ております。

この結果、当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高は2,252百万円(前年同四半期比40.2%減)、営業損失は390百万円(前年同四半期は営業損失164百万円)、経常損失は391百万円(前年同四半期は経常損失223百万円)となりました。

また、四半期純損益については、業績悪化に伴う繰延税金資産の見直し等により、法人税等調整額376百万円を計上したことから、765百万円の四半期純損失(前年同四半期は153百万円の四半期純損失)となりました。

なお、セグメント別では、当社は、1工場で、工作機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

## ラップ盤

次世代半導体シリコンウエーハ、スマートフォン関連の振動部品、そして自動車部品加工用の設備投資需要はあったものの、デジタル家電向各種ガラス基板、LED用サファイア基板の加工用の設備については、加工製品市場の需給状況の悪化から、新規設備計画も延期となるケースが増え、売上高は1,015百万円(前年同四半期比38.6%減)となりました。

## ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機

東アジア向でフライス盤の設備投資需要は増加し、ホブ盤については、国内・東南アジアでの投資需要はあったものの、中国の景気減速等による新規設備投資抑制の影響が大きく、売上高は447百万円(前年同四半期比47.5%減)となりました。

## CMP・CMG

半導体メーカー各社は、市況回復の遅れから新規設備投資には慎重となり、売上高は0百万円(前年同四半期比99.4%減)となりました。

## 部品、歯車

半導体市場向の消耗部品販売に大きな変動はないものの、デジタル家電市場の低迷による既納機械稼働率の低下から、部品販売が伸び悩み、売上高は788百万円(前年同四半期比33.2%減)に留まりました。

## (2) 財政状態の分析

### (流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は3,675百万円で、前事業年度末に比べ582百万円減少しております。現金及び預金の減少655百万円が主な要因であります。

### (固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は3,976百万円で、前事業年度末に比べ281百万円減少しております。投資その他の資産の減少266百万円が主な要因であります。

### (流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は2,298百万円で、前事業年度末に比べ78百万円減少しております。増加要因は、1年内償還予定の社債の増加500百万円、減少要因は、支払手形及び買掛金の仕入債務の減少413百万円が主な要因であります。

### (固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は3,084百万円で、前事業年度末に比べ8百万円減少しております。増加要因は、長期借入金の増加503百万円、減少要因は、社債の減少500百万円が主な要因であります。

### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は2,268百万円で、前事業年度末に比べ776百万円減少しております。主に四半期純損失により利益剰余金が765百万円減少しております。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 基本方針の実現に資する取り組みの概要

##### 1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

###### (i) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを経営の基本方針とし、「製品の品質最重視」と「収益基盤の強化」を重要な経営目標としております。

当社は、それら方針・目標を掲げ、中長期的な発展、成長を実現するために、「営業体制の強化」、「サービス体制の強化」、「戦略分野への人員の拡充と人材育成」、「環境を意識した製品作りとCSR活動の一層の充実」等の課題に積極的に取り組み、その達成をはかることで、さらなる企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

( ) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、株主のみならずをはじめ、お客様、取引先、従業員、地域関係者、その他の利害関係者等のステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付けており、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性を確保することに努めています。その一環として、経営環境や市場の変化、顧客のニーズにすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、常に取締役会および監査役会の機能向上にも努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)について、平成23年6月29日開催の第85回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、株主のみならずのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設けており、大規模買付ルールによって、( )事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、( )必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性および合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成26年6月に開催される当社第88回定時株主総会終結の時までとします。継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.hamai.com>)に掲載しております。

### 3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断およびその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、( )買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、( )当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、( )株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、( )独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、( )デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は0百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境は、中国経済の減速懸念や欧州諸国の財政問題等に伴う世界経済の停滞などから、景気の先行きを含め、引き続き不透明な状況で推移しております。

その結果、顧客の新規設備投資計画は、先送りとなり、当社のような受注・生産型の企業にとっては、非常に厳しい環境下にあるといえます。

このような環境下ではありますが、現在では当社の主要販売先であります電子・電機関連業界の製品があらゆる産業分野、生活必需品、耐久消費財全般に使われるようになってきております。

当社といたしましても、各種ガラス基板、半導体シリコンウエーハ、LED向サファイア基板、水晶、その他新素材等の加工向ラップ盤の開発、改良、販売に、より一層注力し、今後も成長が見込まれるアジア地域を中心とした海外新市場の開拓等を通じて、収益の確保、収益基盤の拡充に引き続き努力してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源につきましては、当社は利益を上げることによる利益剰余金の積み立てにより、自己資本を積み上げてまいりました。

同時に、株主への利益還元につきましても、配当を通じ、「業績・収益状況に対応して」、積極的に実施することを基本方針としてまいりました。

したがって、資本の中身は、健全な状況にあるといえます。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、以下の4つの対処すべき課題に積極的に取り組み、現在推進中の「中期経営計画」(平成23年度～平成25年度)を達成し、中長期的な成長とより強固な経営基盤の構築を目指しております。

4つの課題とは、営業体制の強化、サービス体制の強化、戦略分野への人員の拡充と人材育成、環境を意識した製品作りとCSR活動の一層の充実等ではありますが、これらの課題を着実に達成し、さらなる業容拡大、収益力アップを通じて、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(8) 財務制限条項について

当社は、平成23年9月に期間3年でシンジケート・ローン契約を複数の取引金融機関と締結しておりますが、同ローン契約の財務制限条項のうち、「各年度の決算期において経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること」という条項に平成25年3月期時点で、抵触する可能性が、生じております。

このような状況を早期に解消するための対応策は次のとおりであります。

受注および売上高の確保

受注状況が、好調な海外等の市場へ人員、新商品等を集中的に投入し、継続的かつ安定的な受注の獲得に向けて、取り組んでおります。

財務体質の改善策

従来取組中の人件費の削減に加え、営業経費、工場の経常経費の一段の見直しを実施し、販売費及び一般管理費を中心としたコスト削減により、一層の財務体質の改善をはかる諸施策を検討しております。

以上のような、財務内容改善のための諸施策を講じるとともに、実際に抵触が生じた場合には、取引金融機関に対し、条項の適用免除を依頼予定であります。

また、現在手元資金も十分確保できており、当面の資金調達については、大きな影響を与えることは無いと認識しております。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,624,000	32,624,000	株式会社東京証券 取引所(市場第二部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	32,624,000	32,624,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月31日		32,624,000		2,050,186		

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 181,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,207,000	32,207	
単元未満株式	普通株式 236,000		
発行済株式総数	32,624,000		
総株主の議決権		32,207	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 浜井産業株式会社	東京都品川区西五反田 五丁目5番15号	181,000		181,000	0.5
計		181,000		181,000	0.5

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。  
 なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	0.4%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.4%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

なお、利益基準を適用するにあたり、事業年度ごとに損益の額が著しく変動しているため、最近5年間の平均を用いております。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,316,070	660,070
受取手形及び売掛金	1, 2 1,234,785	1 1,158,593
商品及び製品	18,114	17,954
仕掛品	1,307,202	1,597,401
原材料及び貯蔵品	99,901	95,876
その他	281,877	145,821
流動資産合計	4,257,951	3,675,717
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	888,205	843,574
土地	2,276,497	2,276,497
その他(純額)	483,071	485,131
有形固定資産合計	3,647,774	3,605,203
無形固定資産	2,552	30,469
投資その他の資産		
投資有価証券	166,793	157,953
その他	457,395	199,505
貸倒引当金	16,956	16,944
投資その他の資産合計	607,232	340,515
固定資産合計	4,257,559	3,976,188
資産合計	8,515,510	7,651,905
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,502,894	2 1,089,510
短期借入金	250,000	200,000
1年内償還予定の社債	-	500,000
1年内返済予定の長期借入金	278,336	240,836
未払法人税等	-	5,624
製品保証引当金	47,520	28,925
その他	297,982	233,222
流動負債合計	2,376,733	2,298,119
固定負債		
社債	700,000	200,000
長期借入金	1,960,968	2,464,716
退職給付引当金	383,844	362,431
資産除去債務	28,063	28,447
その他	20,371	29,196
固定負債合計	3,093,247	3,084,792
負債合計	5,469,980	5,382,911

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,050,186	2,050,186
利益剰余金	980,508	214,855
自己株式	27,823	28,237
株主資本合計	3,002,871	2,236,803
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	45,408	39,368
繰延ヘッジ損益	2,749	7,178
評価・換算差額等合計	42,658	32,190
純資産合計	3,045,530	2,268,994
負債純資産合計	8,515,510	7,651,905

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	3,766,627	2,252,193
売上原価	3,275,603	2,091,312
売上総利益	491,024	160,881
販売費及び一般管理費		
販売手数料	81,573	27,431
荷造運搬費	58,822	43,432
役員報酬	87,056	63,897
従業員給料	114,373	114,888
従業員賞与	22,478	10,804
退職給付費用	12,159	20,158
その他	279,363	271,063
販売費及び一般管理費合計	655,827	551,675
営業損失( )	164,803	390,794
営業外収益		
受取利息	142	115
受取配当金	3,617	2,977
不動産賃貸料	3,689	4,034
物品売却益	1,815	1,382
保険解約返戻金	1,328	19,411
その他	6,159	11,306
営業外収益合計	16,752	39,227
営業外費用		
支払利息	35,958	31,781
社債発行費	2,969	-
為替差損	5,242	-
支払手数料	28,965	4,891
その他	1,823	3,104
営業外費用合計	74,959	39,778
経常損失( )	223,009	391,344
特別利益		
固定資産売却益	6,746	6,940
特別利益合計	6,746	6,940
特別損失		
固定資産除却損	4	-
投資有価証券評価損	546	-
会員権評価損	2,800	-
特別損失合計	3,350	-
税引前四半期純損失( )	219,614	384,403
法人税、住民税及び事業税	4,571	4,571
法人税等調整額	70,347	376,620
法人税等合計	65,776	381,191
四半期純損失( )	153,837	765,595

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期累計期間の営業損失、経常損失および税引前四半期純損失はそれぞれ2,418千円減少しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	105,000千円	7,449千円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	15,522千円	
支払手形	39,895千円	12,816千円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	123,329千円	137,661千円



(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月2日 取締役会	普通株式	81,132	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

平成24年6月20日に395,933千円の為替予約取引を締結しております。

なお、当該デリバティブ取引はヘッジ会計が適用されております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

- 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報  
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 2 報告セグメントごとの資産に関する情報  
該当事項はありません。
- 3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 4 報告セグメントの変更等に関する事項  
該当事項はありません。
- 5 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

- 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報  
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 2 報告セグメントごとの資産に関する情報  
該当事項はありません。
- 3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。
- 4 報告セグメントの変更等に関する事項  
該当事項はありません。
- 5 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失( )	4円74銭	23円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失( )(千円)	153,837	765,595
普通株主に帰属しない金額(千円)	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	153,837	765,595
普通株式の期中平均株式数(株)	32,452,042	32,442,824

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第87期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)中間配当については、平成24年11月13日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

浜井産業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 俊夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浜井産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第87期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浜井産業株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。